福祉保健課　〒2-2021　電0749-48-8115　F0749-48-8143

地域で見守ろう！助け合おう！ 防ごう!高齢者虐待

高齢者の介護や世話をすることで心身ともに疲れ、追い詰められてしまう人は少なくありません。もともと、高齢者と関係が悪くなかったが適切な介護の仕方や認知症への対応がわからず、つい手を挙げてしまったり、虐待していることを自覚できても歯止めがきかなかったりする場合もあります。

◆高齢者虐待となる行為

身体的虐待

- □ たたく、つねる、なぐる、ける、やけどを負わせる。
- □ ベッドに縛り付ける。
- □ 薬を過剰に服用させる。

など

心理的虐待

- □ トイレの失敗に対して恥をかかせる。
- □ こども扱いするなどして侮辱する。
- □ 言うことを聞かないので怒鳴ったりする。

など

経済的虐待

- □ お金を渡さない、使わせない。
- □ 本人の家などの財産を無断で売却する。
- □ 年金通帳や預金通帳を管理し本人の意思、利益に反して使う。

など

介護や世話の放棄・放任

- □ 入浴や体を服などの世話をめったにしない。
- □ トイレを失敗させないため水分を控えさせる。
- □ 仕事が忙しいなどで空腹状態を長時間、我慢させる。

など

性的虐待

- □ 本人を辱める性的な行為をしたり、わいせつな行為を強要したりする。
- □ 懲罰的に下半身を裸にして放置する。

など

◆介護の負担を抱えこんでいませんか?

高齢者の介護は考える以上に大変です。たとえば認知症の高齢者の場合はなかなか思いが伝わらず、一生懸命に取り組むあまり、大声をあげてしまうことも少なくありません。そして、介護者自身が心身ともに疲れ切り、追い詰められることで、虐待が発生してしまうことがあります。

介護は長期にわたるため、家族だけでがんばっても限界があります。無理をせず①家族や地域の人に相談。②多賀町地域包括支援センターへ相談。③介護保険のサービスの利用④介護家族交流会に参加するなど、介護者の負担を軽減するようにしましょう。

次回 介護家族交流会

■日　時　10月15日(木)11:00～13:00
■場　所　胡宮神社　社務所
■内　容　ランチ会(おにぎりと味噌汁)、参加者の皆さんの交流
■参加費　500円



▲8月4日　第3回のようす

※お申し込み、お問い合わせは多賀町地域包括支援センターへ

介護に関する困りごと、高齢者の生活に関する相談は
多賀町地域包括支援センター（福祉保健課）へご相談ください。



福祉保健課　〒2-2021　電0749-48-8115　F0749-48-8143

たが民児協だより 民生委員・児童委員～支えあう 住みよい社会 地域から～

「この町に住んで良かった」と思える地域づくりを目指して

民生委員法第1条には「社会奉仕の精神をもって、つねに住民の立場に立って、相談に応じおよび必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」とあります。

私たち民生委員は、「人とのつながりを大切に、支えあう地域共生社会づくり」を目標に活動していますが、高齢化・少子化社会が進み世帯構造の変化・核家族化等により地域のつながりが希薄し、なかなか地域の現状が掴めない現実があります。そのため、自治会活動を多様化し、隣近所のお付き合い、変化、気づきが大切と考えております。

その中、地域での活動として、①高齢二人世帯、一人暮らし高齢者（または日中お一人）の月１回の訪問による小さな変化等の状況確認、福祉サロン&老人会に不参加の80歳以上全高齢者の「元気ですか?」訪問を年2度実施しております。最近では見守り訪問対象者も増え、「この間まで元気だったのですが今はデイサービスにいっているんです」という方が増えています。②登校時スクールガードの実施による安全確認、「おはよう!」というと「いってきます!!」等の元気な声で登校している姿を見ると、1年毎の子どもの成長は早く、たくましく感じ、気づけば元気をもらっているのは私のほうで、少し若返ります。③今年度から80歳以上の誕生者に「お祝いメッセージ」をもって訪問し、変化等気づきに役立てています。④福祉サロン（月1回）、老人会（2か月に1回）出席しています。⑤介護相談を受ける事があり、地域包括支援センターにつないでいます。

これからも地域の身近な相談役となり、「気づき」「見守り」「つなぎ」活動を通して、「この町に住んで良かったと思ってもらえる地域共生社会づくり」に一生懸命取り組んでいきたいと思っています。



滋賀県民生委員・児童委員
キャラクター
『びわっ湖 ミンジー』

お知らせ 視覚障がい者のための『あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師』養成 盲学校職業課程　オープンスクールのご案内



本校職業課程は、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の国家資格取得を目指し、職業的・経済的自立を支援するための課程です。

授業の見学や体験をとおして、今後の職業選択や進路の参考にしていただければ幸いです。お気軽にご参加ください。

■対象

①視覚機能（視力や視野など）に問題を抱えている方やその御家族
※年齢や身体障害者手帳の有無は問いません。
②障がい者の相談・支援業務に携わっている方

■日時

11月11日（水）9：35～12：35
※午前6時の時点で暴風・特別警報などが発表されている場合は中止にします。

■場所

滋賀県立盲学校（滋賀県彦根市西今町800番地）

■アクセス

①JR南彦根駅西口より北側の陸橋に続く「くすの木通り」を琵琶湖側に徒歩約15分
②JR南彦根駅西口より「県立大学線」バス9：00発で2つ目「県立盲学校」バス停下車、焼き肉店と紳士服店との間の点字ブロック沿いに徒歩1分。

■日程

9：35　受付
9：50　学校概要説明
10：15　授業見学
10：45　授業体験・人体模型を見てみよう・経穴（つぼ）を覚えてみよう・はりを刺してみよう
11：45　実習体験・あん摩を受けながら在校生と話そう
12：15　質疑応答
12：35　終了

※希望により寄宿舎見学も可能です。
※個別の相談を希望される場合は、13：10から申し込み順におこないます。
※体験・実習の際は、マスクの着用をお願いします。
※希望により、給食を試食できます。（事前申し込みが必要。1食　380円）

■申し込み・問い合わせ先

11月４日（水）までに電話にて申し込みください。
※給食試食を希望される方は、10月末日までに申し込みください。
電 0749−22−2321（代表番号）
8：45～16：45　土曜、日曜、祝日を除く。
滋賀県立盲学校　保健理療科・理療科（職業課程）
相談担当　宇野、中尾
＊御相談は随時受け付けています。